

研究者教育講習会とは

研究者教育講習会は、①～⑤の講習の総称です。全ての研究者等(基礎系研究者、臨床系研究者、医師ほか医療従事者)と公的研究費の使用に関わる役職員を対象に実施しています。

- ① 研究倫理講習
- ② 公的研究費の使用に関する講習

この2つの講習は、①②を合わせた形式で開催します。人を対象とする医学系研究やヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するかどうかに関わらず、全ての研究者等及び公的研究費の使用に関わる役職員が、必ず受講しなければならない講習です。ガイドライン等および公的研究費の公募要領等で受講を求められているため「研究倫理講習」受講登録をいたします。eラーニング受講もできます。

公的研究費の受領等に必要受講要件
 5年度に1回。受講の記録は5年間有効。
 例) H28年度に受講、H32年度末まで有効。H32年度に受講が必要。
 ※ 平成27年度臨床研究登録者は、受講したものとみなされており、受講記録は平成31年度末まで有効。

- ③ 人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習(臨床研究等講習)

この講習は、本学において、臨床研究等の倫理審査申請をする際に、受講を要件としているため、「臨床研究等講習」受講登録をいたします。

平成29年度はガイドライン改正。
更新登録者も必修の受講が必要です。

臨床研究等の倫理審査申請に必要な受講要件
 新規登録者の場合: 倫理審査申請前に必修1回、当年度中に選択を1回
 更新登録者の場合: 毎年度、必修または選択のいずれか1回。但し、ガイドライン改正の場合は、必修を受講しなければならない。

- ④ 安全確保及び拡散防止措置等に関する講習

この講習は、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究者に対して必要な知識を習得させるためのものです。実験申請の際に、受講をおすすめしています。

- ⑤ その他の講習

受講登録要件

